

## 平成26年度税制改正(民間投資活性化のための改正、前倒分)の概要

### 1. 民間投資の活性化

#### 1 生産性向上設備投資促進税制(新設)

青色申告書法人が、「産業競争力強化法」施行日(平成26年1月20日)から平成28年3月31日までの間に、一定規模以上の(同法に規定される)先端設備または改善設備を取得し、かつ国内で事業供用した場合

##### ○先端設備(概要)

	金額	販売開始	用途・細目 (限定なし)
機械装置	160万円以上	10年以内	ロール
工 具	120万円以上	4年以内	冷凍(蔵)機付陳列ケース、冷暖房機器、電気(氷)冷蔵庫等
器具備品	120万円以上	6年以内	PCサーバー(OS込みで、中小企業者等のみ)
建 物	120万円以上	14年以内	断熱材および断熱窓
附属設備	120万円以上	14年以内	照明設備、冷暖房、昇降機設備、ブラインドなど
ソフトウェア	70万円以上	5年以内	稼働状況等进行分析するもの(中小企業者等のみ)

##### ○改善設備(概要)

経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備(上記設備のほか、構築物)で、投資利益率が15%以上  
(中小企業者等は5%以上)

すべての資産について即時償却、または、取得価額の5%(建物、構築物は3%)の税額控除ができる。

☆ ただし、決算日が平成26年3月31日以前で、決算日以前に取得した場合には、翌事業年度での税額控除等。

☆ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得かつ国内での事業供用の場合には、50%(建物、構築物は25%)の特別償却、または、取得価額の4%(建物、構築物は2%)の税額控除ができる。

#### 2 研究開発税制(拡充・延長)

① 増加試験研究費 > 比較試験研究費 × 5%

かつ

であれば、(当期の試験研究費 - 比較試験研究費) × 増加割合の税額控除。

② 当期の試験研究費 > 基準試験研究費

(最大30%)

○ 比較試験研究費：過去3年間の試験研究費の平均額  
基準試験研究費：過去2年の試験研究費のうち多い方の額  
増加試験研究費：当期の試験研究費 - 比較試験研究費  
増加割合：増加試験研究費 / 比較試験研究費

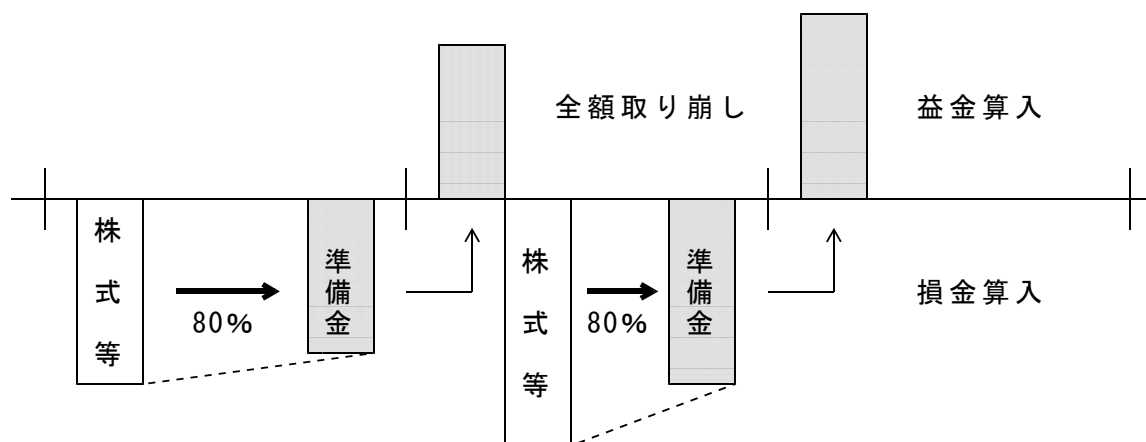
☆ 適用要件の緩和、控除額の拡大、適用期限の延長(平成29年3月31日まで)がはかられた。

## 2. 中小企業対策

- 1 中小企業投資促進税制(新設・同上)  
中小企業者等が、「産業競争力強化法」施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に、一定規模以上の(同法に規定される)先端設備または改善設備を取得し、かつ国内で事業供用した場合  
すべての資産について即時償却、または、取得価額の7%(資本金3,000万円以下は、10%)の税額控除ができる。
- 2 少額減価償却資産の特例(拡充・延長)  
中小企業者等が、平成28年3月31日までの間に、30万円未満の減価償却を取得等し、全額損金経理をした場合  
一時の損金に算入することができる。

## 3. 民間企業等によるベンチャー投資等の促進

- 1 株式等の帳簿価額の80%までの損金算入(新設)  
「産業競争力強化法」施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に、同法規定の認定を受けた投資事業有限責任組合契約を締結している青色申告法人が、認定日以降に出資して新事業開拓事業者の株式等を取得した場合  
取得株式等の帳簿価額の80%以下の準備金積立額を損金算入することができる(翌事業年度には、全額取崩し)。



- 2 創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置(新設)  
個人が、産業競争力強化法に規定する認定創業支援事業計画の認定を受けた市区町村において特定の株式会社を設立する場合  
登録免許税の税率を半分(最低税額75,000円)とする。

#### 4. 収益力の飛躍的な向上に向けた経営革新の促進

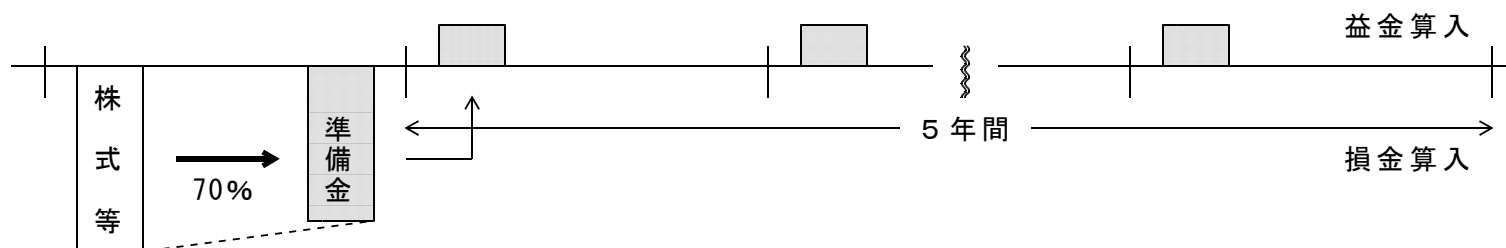
1 事業再編促進税制(新設)

「産業競争力強化法」施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に、特定事業再編計画について同法の認定を受けた青色申告法人が、

- ①積立期間内<sup>(※)</sup>に同法に規定する特定株式会社の株式等を取得し
- ②この特定株式等を取得した事業年度の終了時まで保有している

(※)積立期間：計画認定日以後10年以内  
特定会社が3期連続営業利益達成年 いずれか早い期間

取得株式等の帳簿価額の70%以下の準備金積立額を損金算入することができる(積立期間終了後、5年間で均等額取崩し)。



#### 5. 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

1 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置(新設)

青色申告書法人が、耐震改修対象建築物について平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行い、報告日以後5年経過日(平成26年4月1日以後であること)に耐震改修を行った場合

取得等する建築物の部分の取得価額の25%の特別償却ができる(⇒4年間で損金となる)。

## 平成26年度税制改正(民間投資活性化のための改正、前倒分)の概要

### 6. 所得の拡大

#### 1 所得拡大促進税制(拡充・延長)

青色申告法人が、平成26年4月1日以降終了する事業年度において、次の3つの要件を満たす場合

給与等支給額の増加分の10%について税額控除できる。

要件①	$\text{雇用者給与等支給増加額} \geq \frac{\text{基準年度の雇用者給与等支給額} \times 2\%}{(\text{平成24年度})} \quad (\text{※1})$ <p style="text-align: center;">(現行法は5%)</p>
要件②	$\text{雇用者給与等支給額} \geq \frac{\text{比較年度の雇用者給与等支給額}}{(\text{前年度})}$
要件③	$\text{平均給与等支給額} \quad (\text{※2}) \geq \text{比較平均給与等支給額} \quad (\text{※3})$ <p style="text-align: center;">対象給与等：継続雇用者への給与等 (適用年度およびその前年度の両方で支給を受けた国内雇用者への給与等)</p>

※1  
 平成27年4月1日 ~ 平成27年3月31日に開始する適用年度 2%  
 平成28年4月1日 ~ 平成28年3月31日に開始する適用年度 3%  
 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日に開始する適用年度 5%

※2  

$$\text{平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の国内雇用者給与等支給額}}{\text{給与等月額支給者数の合計}}$$

※3  

$$\text{比較平均給与等支給額} = \frac{\text{適用年度の前年度国内雇用者給与等支給額}}{\text{給与等月額支給者数の合計}}$$